

加古川市ウォーターPPP 導入検討に関するサウンディング調査 実施要領

令和 7 年 9 月 29 日

加古川市上下水道局下水道課

1. 目的

日頃より本市の下水道事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 6 月に内閣府より通知された PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）において、水分野における PPP/PFI の取組み強化を図るため、新たな方式としてウォーターPPP（コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式）が設置されました。

本市では現在、少子高齢化や人口減少を背景に、下水道事業では次のような課題が生じています。

- ・老朽化施設の更新にかかる費用の増大
- ・料金収入の減少
- ・発注者側の技術職員の退職による人材不足
- ・受注者側の担い手の確保と技術継承

これらの課題に対応するために、民間企業のノウハウを活用し、効率的な運営を図る「ウォーターPPP」の導入を検討しています。また、ウォーターPPPを導入することで、改築事業に対する国費の交付を受けることが可能となり、将来にわたって安定した下水道サービスを提供ための重要な取り組みと位置付けています。

つきましては、ウォーターPPPの導入検討を進める上で、ウォーターPPPにおける4要件の充足等に係るご意見や官民連携事業に関する要望等を把握することを目的にサウンディング調査（アンケート方式）を実施することといたしました。

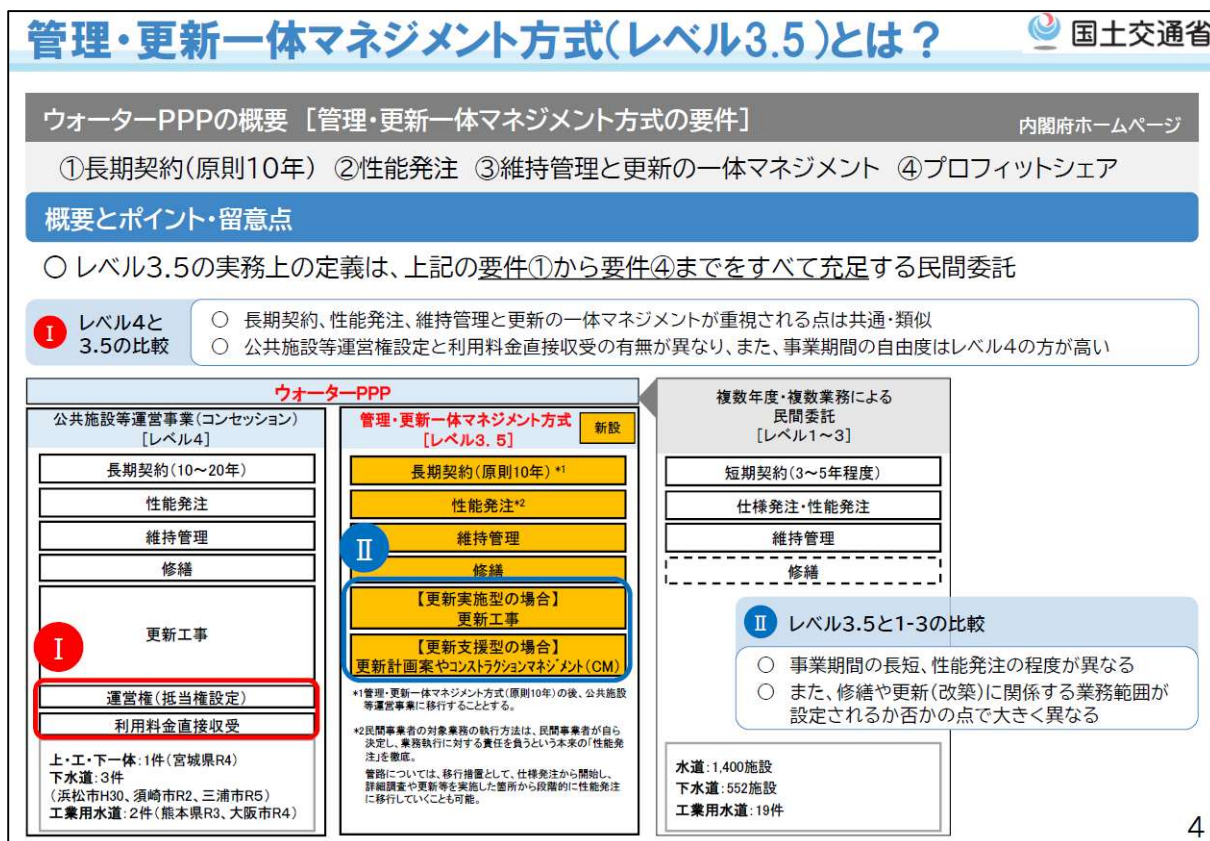
ご多忙の折大変恐縮ではございますが、今後の検討の参考にさせていただきたく、サウンディング調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

2. ウォーターPPPとは？

2-1. 国の施策の動向

下水道事業を始めとする公共インフラ事業については、今後、膨大な量の老朽施設の更新が必要となっていく一方で、自治体職員の減少やベテラン職員の退職による技術力の低下など様々な課題を抱えています。

また、内閣府は官民連携（PPP／PFI）を推進しており、令和5年に新たな官民連携方式として、ウォーターPPP（コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））が位置付けられました。



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.1版

図 2-1 ウォーターPPPの概要

【用語説明】

- ※1 PPP…Public Private Partnership（官民連携）の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ※2 PFI…Private Finance Initiative の略であり、民間が資金調達し、設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。
- ※3 PPP/PFI…PPP と PFI を含む官民連携手法の総称。
- ※4 コンセッション…公共施設等運営事業。利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式。運営権者は、原則として利用者から収受する下水道利用料金により事業を運営する。
- ※5 コンストラクションマネジメント（CM）…CM（Construction Management）方式とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

2-2. 管理・更新一体マネジメント方式について

管理・更新一体マネジメント方式とは、以下の4つの要件を満たす官民連携方式であり、その要件は以下のとおりです。

【要件①】長期契約(原則10年)

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年となっています。

レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)		国土交通省
管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約		内閣府ホームページ
○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。		
概要とポイント・留意点		
原則		
○ これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則 ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの		
○ 一方、10年以上ではなく、10年間が原則		
例外の考え方		
○ 管理者が理由を公表情報等に基づいて説明できる必要		
現時点で想定されうる例外		
○ 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整 ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合		
○ コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定		
○ 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型		
○ 一定の条件を満たす段階的な広域型・分野横断型の場合		

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

12

【要件②】性能発注

従来の仕様発注と異なり、地方公共団体が民間事業者の達成すべき性能の水準を示し、民間事業者は保有する技術や創意工夫により性能の達成を図ります。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能とされています。

レベル3.5の要件②性能発注

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注
内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
 ※ 性能規定の例 管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方（総論）

○ 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割・責任・費用・損害分担等）が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

【処理場】の性能規定の一例

○ 放流水質基準（案）

受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

（参考）性能発注/仕様発注とは？
内閣府ホームページ

○ 性能発注（方式）は、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

○ 仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

15

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

レベル3.5の要件②性能発注

【ポンプ場】の性能規定の一例

○ 運転操作方法（案）

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。

各施設について次のa、bを考慮した運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

a 中継ポンプ場

処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定すること。

（参考）合流式のポンプ設備等（要求水準の一例）

○ 水量の把握（案）

流入水量に応じたポンプ設備等の運転操作を行い、計画流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること。降雨時の運転操作には、特に注意すること。なお、計画流入水量を超える流入となる場合は、異常増水の状況と考える。事業期間を通じて、送水すべき下水水量の水準は表が適用される。

表 送水すべき下水水量の水準

① 運営期間中における時間最大流入量（総水量）	22,245m ³ /秒	80,082m ³ /hr
② 運営期間中における浄化センター送水量（晴天時）	0.109m ³ /秒	392.40m ³ /hr
③ 運営期間中における浄化センター送水量（雨天時）	0.313m ³ /秒	1,126.8m ³ /hr
④ 運営期間中における放流量（玉川ポンプ場）	21.933m ³ /秒	78,959m ³ /hr
⑤ 運営期間中における放流量（吐口）	33.762m ³ /秒	121,544m ³ /hr

16

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

レベル3.5の要件②性能発注

性能発注の考え方(管路)

- 管路の段階的な性能発注への移行については、事業期間(原則10年)中の移行を想定
 - 管路施設の性能規定の考え方について、例えば、人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること、も考えられる
- ※ 仕様発注から開始し、事業期間(原則10年)中に、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことを想定する場合、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定(停止条件等)が必要

【管路】の性能規定の一例

○ 管路施設の性能(案)

受託者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、受託者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

(参考)指標の活用 ※次頁、次々頁も参照

管路包括GL(R2.3)

- 性能規定を明確に定めなくとも、業務による効果を示す指標を定め、受託者の努力目標として活用することで下水道サービスの水準を向上させることができると考えられる

リスク分担	易			難
管路性能規定イメージ	人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること	業務による効果を示す指標を定め、受託者の努力目標として活用することで下水道サービスの水準を向上させること	管路の適切な流下能力を確保(陥没・閉塞等による溢水発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること)	

17

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

参考 レベル3.5の要件②性能発注

(参考)【管路】の指標の具体的なイメージ

- 管理者の課題解決、管理者が期待する効果・メリットを踏まえ、指標設定する
- 住民生活への影響が大きい指標ほど、リスクのコントロールは難しくなると考えられる
- 情報開示・官民対話によるリスク分担(契約・要求水準等への適切な規定)とモニタリングが必要・重要となる

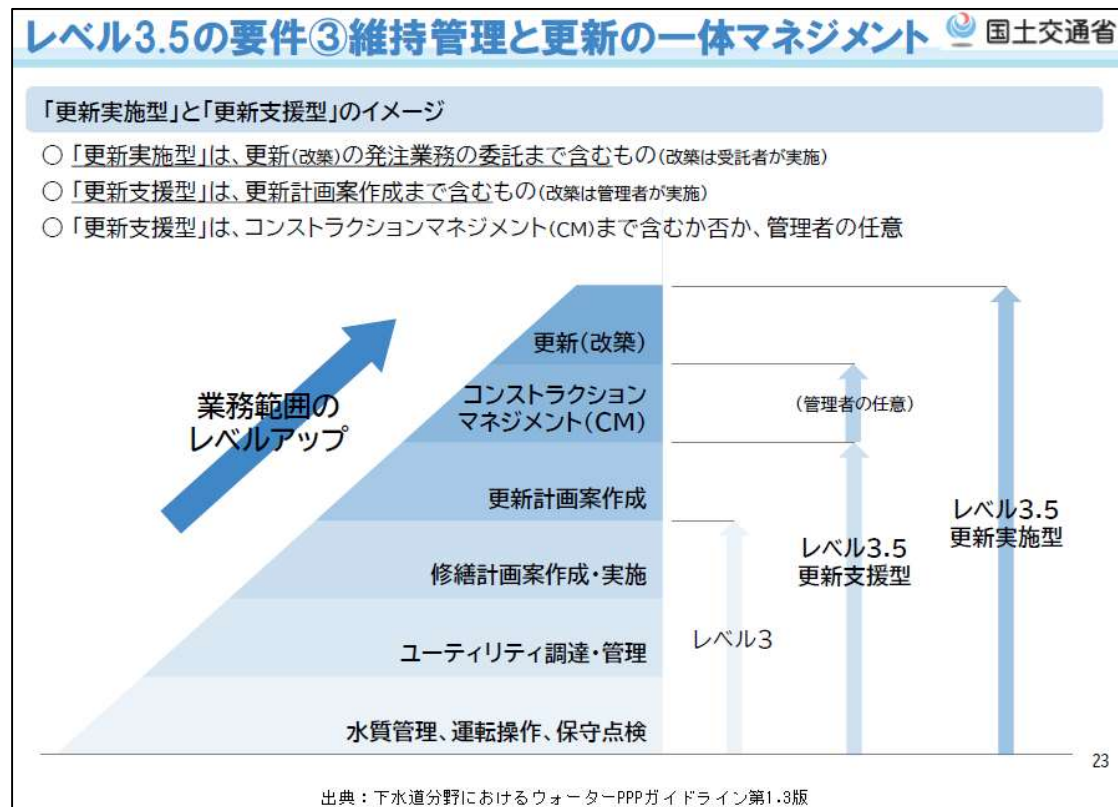
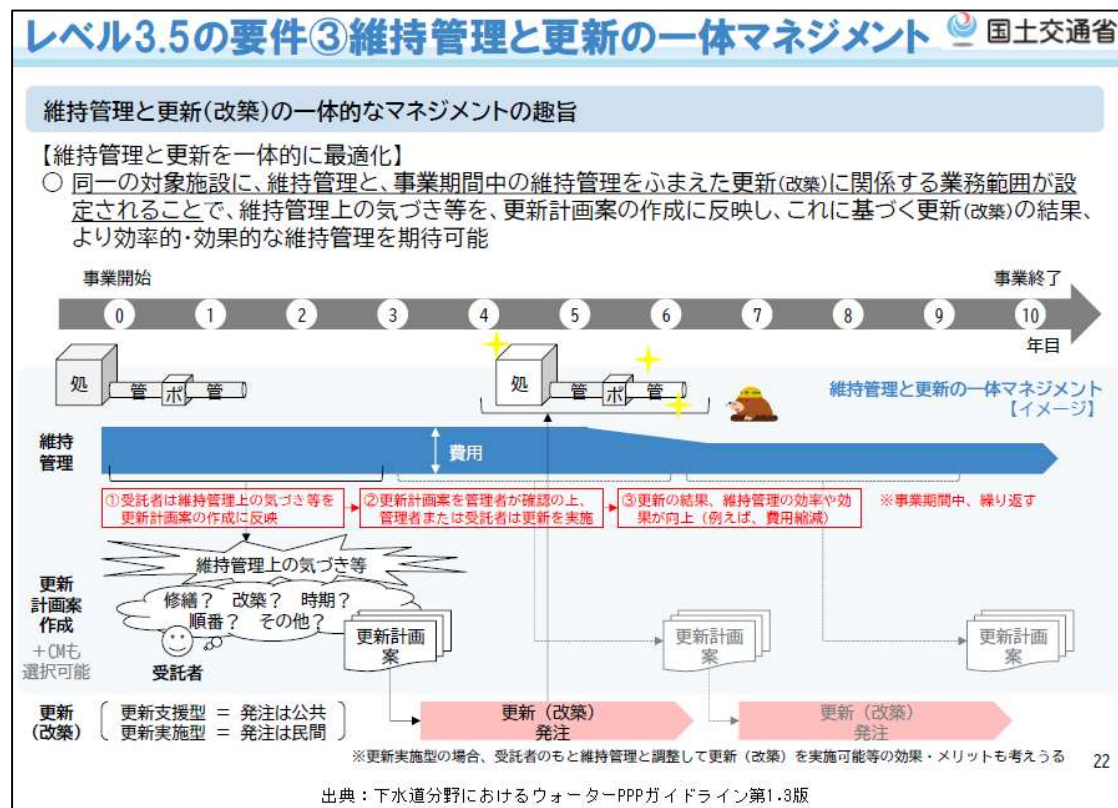
住民生活への影響	リスクのコントロール	項目(一例)	指標設定の考え方	指標の概要	先行事例
大	難	道路陥没箇所数、つまり箇所数(箇所/年)	発生箇所数の過去実績を参考	住民の安全・安心に資する指標	千葉県柏市 大阪府河内長野市 等
中		住民対応・緊急対応時間(h, min)	通報→対応時間の過去実績を参考	住民サービスに資する指標	大阪府大阪市
小	易	状態把握率(%)	緊急度・健全度を把握した割合	適正な管路管理に資する指標	- (確認中)
		台帳情報補正率(%)	台帳情報を補正・更新した割合	基礎情報の整備に資する指標	- (確認中)

18

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

【要件③】維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するため、「更新実施型」（更新（改築）の発注業務まで委託範囲に含むもの。）と「更新支援型」（更新計画案作成やコンストラクションマネジメント（CM）までを委託範囲に含むもの。）となります。



【要件④】プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入することとなります。民間事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により発生した費用削減分（プロフィット）を、官民で分配（シェア）するものであり、その分配割合は、任意となります。

プロフィットシェアは、事業期間中に民間事業者が追加的な提案を行い、地方自治体がこれを承諾することで、入札・公募時の提案を含め契約時に約束された計画・手法等の変更が発生することで発動されます。なお、シェア（分配）するプロフィット（費用削減分）は、客観的かつ合理的に把握できる必要があります。

なお、要件及び先行事例の詳細については、「2-4. その他参考資料」に掲載している URL から取得することができます。

レベル3.5の要件④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア
内閣府ホームページ

○ 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）
 （プロフィットシェア*1の例）

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
 ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)		官	民
①	2削減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。
 ※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

○ 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット＝費用削減分

○ 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)

○ 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能(管理者の任意)

○ 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例 ※契約後VE等は例示の一つ

(参考)プロフィットシェアリング ※要件④プロフィットシェアと異なる(同一の趣旨ではない) 内閣府ホームページ

○ 各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。

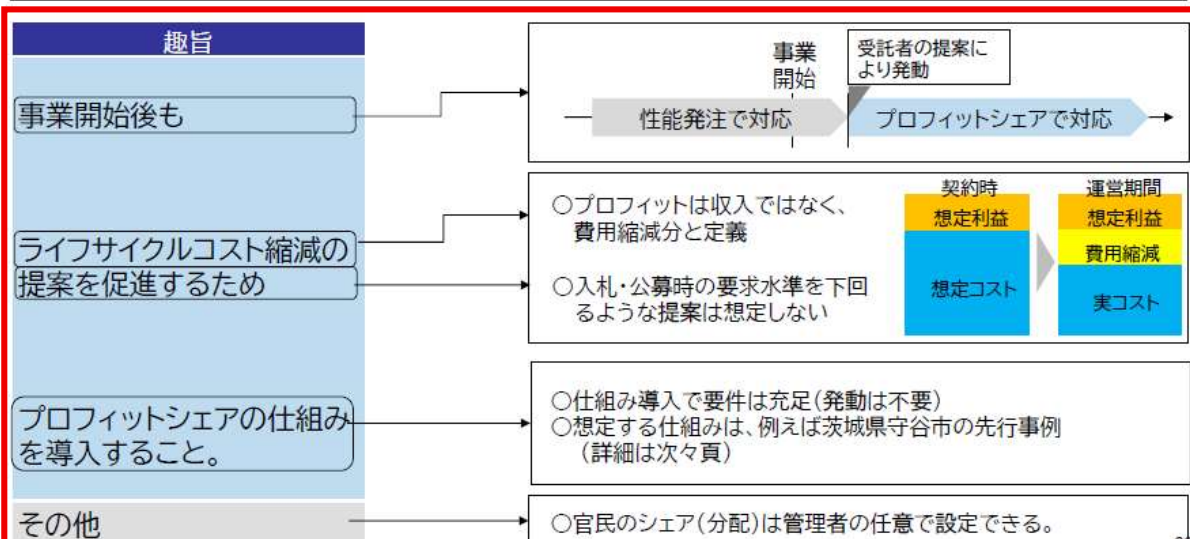
27

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

レベル3.5の要件④プロフィットシェア

【レベル3.5の要件④プロフィットシェアの趣旨】

- レベル3.5の要件④プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する仕組み。
- 10年と長期にわたる事業期間において、受託者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化等の付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。

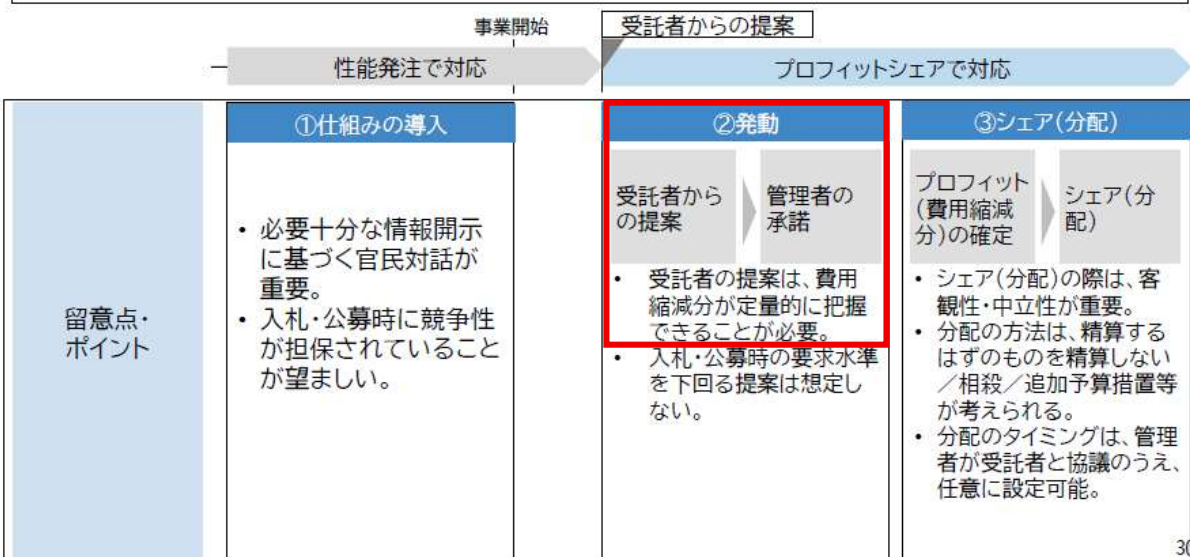


出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

レベル3.5の要件④プロフィットシェア

【プロフィットシェアの発動からシェア(分配)までの流れ】

- 事業期間中に受託者が追加的な提案をし、管理者が承諾することで、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更が発生することで発動。(入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札時の競争条件の変更になるため想定しない。)
- シェア(分配)するプロフィット(費用削減分)は、客観的かつ合理的に把握できる必要がある。



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

2-3. 現時点で想定する事業者の募集及び選定方法（公募型プロポーザル方式）

現時点で本市におけるウォーターPPPに係る事業者の募集・選定方法として、「公募型プロポーザル方式」を想定しています。

公募型プロポーザル方式は、事業者からの技術提案や事業計画を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する方法です。

この方式を採用することで、民間事業者が独自の技術やノウハウを提案することが可能となり、事業の効率化やサービスの質の向上が期待できます。また、ウォーターPPPは地域の特性や事業の規模に応じた柔軟な対応が必要となる分野であり、公募型プロポーザル方式では事業者の提案内容を評価することで、地域のニーズに最も適した事業者を選定することができます。

導入検討の進め方(民間事業者の選定等) 契約締結方法
 国土交通省

概要とポイント・留意点
PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

(参考)総合評価一般競争入札

- 一般競争入札は、原則として予定価格の範囲内で最低価格の入札者が落札者となる。
- 総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定するもの(地方自治法施行令第167条の10の2)。

(参考)公募型プロポーザル

- 公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式。
- 随意契約であるので、調達内容が随意契約の要件(地方自治法施行令第167条の2第1項各号を参照)を満たしていることが必要となる。
※ 随意契約
 地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法。競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務の負担を軽減するという長所を持っている。しかし、契約の相手方の選定が偏ってしまうと地方公共団体と特定の業者の間に特殊な関係が発生する等、適正な価格による契約締結が確保できなくなる短所も併せ持っているため、その運用に際しては、関係法令及び各団体の条例や財務規則等に則った適正な執行が必要である。

(参考)PFIの場合の両者の適用

- 「「地方公共団体におけるPFI事業について(平成12年3月29日自治令第67号)」では、民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札によることを原則としています。しかし、先行事例では、公募型プロポーザルの適用もあります。」

総合評価	公募型プロポ
公告条件は変更不可	交渉による変更可能
不調の場合は再入札	次点交渉権者と交渉
学識経験者の意見聴取 (地自法令167-10-2)	有識者委員会設置により 学識経験者の意見聴取 が望ましい(多様な観点 と評価の客観性を確保) 61

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版

2-4. その他参考資料

ウォーターPPP 関連資料は、以下の URL から取得できます。

①ウォーターPPP の概要

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

②下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（基礎編）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001883969.pdf>

③下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（実施編）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001883970.pdf>

④（参考）下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関する Q & A

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>

3. 本市が想定している事業内容

3-1 事業の枠組み

本市において、現在想定している事業の枠組み3ケースを下図に示します。なお、公共下水道（流域関連）及び農業集落排水のポンプ場施設、マンホールポンプ（MP）及び処理施設については、運転管理・保守点検・ユーティリティ調達から小修繕までを含む包括的民間委託（レベル2.5）となっています。

【ケース①】

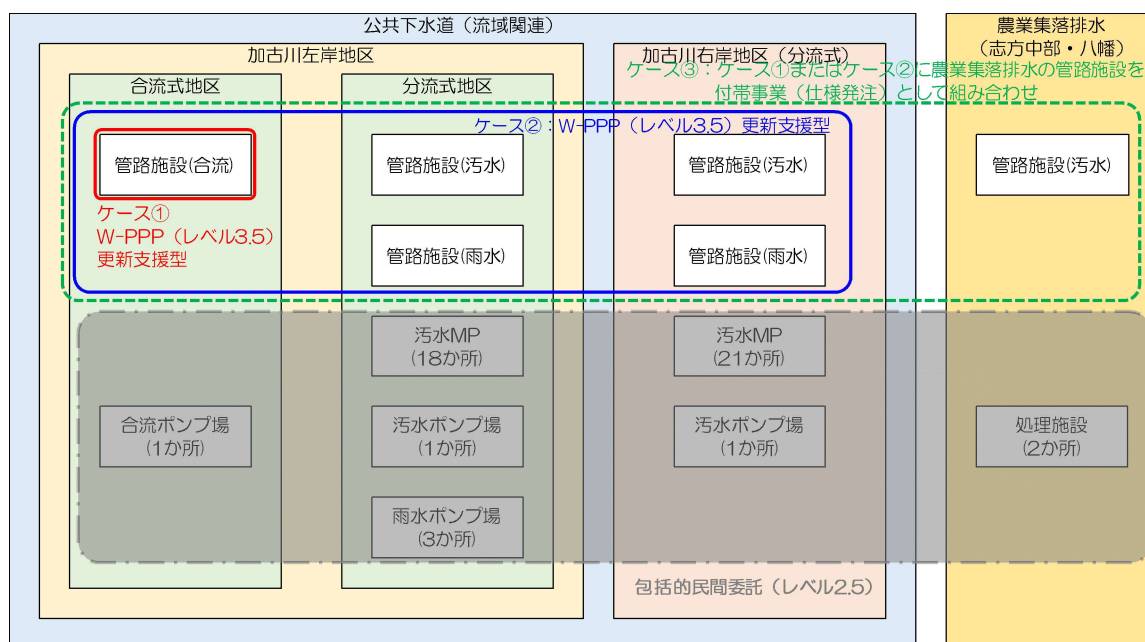
公共下水道（流域関連）加古川左岸地区のうち合流式地区の管路施設をウォーターPPP（レベル3.5）更新支援型とする10年間の事業を想定します。

【ケース②】

公共下水道事業（流域関連）の管路施設をウォーターPPP（レベル3.5）更新支援型とする10年間の事業を想定します。

【ケース③】

ケース①に、農業集落排水の管路施設を付帯事業（仕様発注）として組み合わせることを検討します。



3-2 対象事業の概要

対象事業の概要は以下のとおりです。

(1) 公共下水道事業

本市の下水道事業の概要は、表 3-1 に示すとおりであり、昭和 38 年に事業着手し、兵庫県が提唱した「生活排水 99%大作戦」に基づいて汚水施設の整備を進め、昭和 42 年 6 月の供用開始から、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に貢献してきました。また、雨水施設の整備は市街地を中心に行い、浸水被害の軽減に努めています。

近年は、下水道未整備地域における新規整備、老朽管渠の改築更生、頻発する局地的集中豪雨などによる浸水被害への対応のほか、大規模地震対策、人口減少を踏まえた下水道事業の経営改善などの課題にも対応しているところです。

表 3-1 加古川市の下水道事業の概要

処理区	全体計画	事業計画
加古川流域下水道 (下流処理区) 関連 加古川市公共下水道	(汚水) 約 4,465ha (雨水) 約 3,463ha	(汚水) 約 4,465ha (雨水) 約 3,463ha
①加古川左岸(分流)	(汚水) 約 2,382ha (雨水) 約 1,996ha	(汚水) 約 2,382ha (雨水) 約 1,996ha
②加古川左岸(合流)	(汚水) 約 1,107ha (雨水) 約 1,107ha	(汚水) 約 1,107ha (雨水) 約 1,107ha
③加古川右岸(分流)	(汚水) 約 976ha (雨水) 約 360ha	(汚水) 約 976ha (雨水) 約 360ha

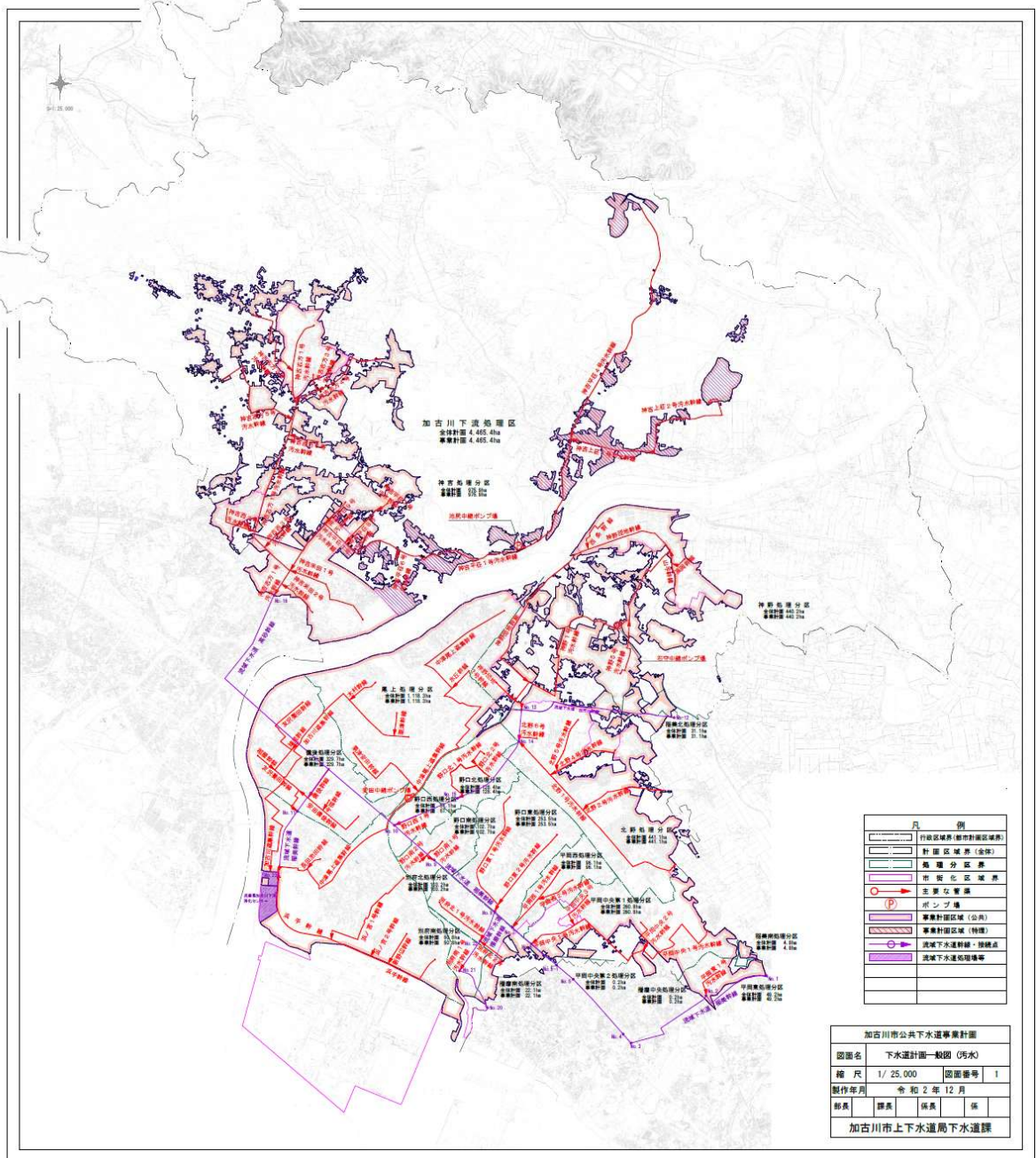


図 3-1 下水道計画一般図 (汚水)

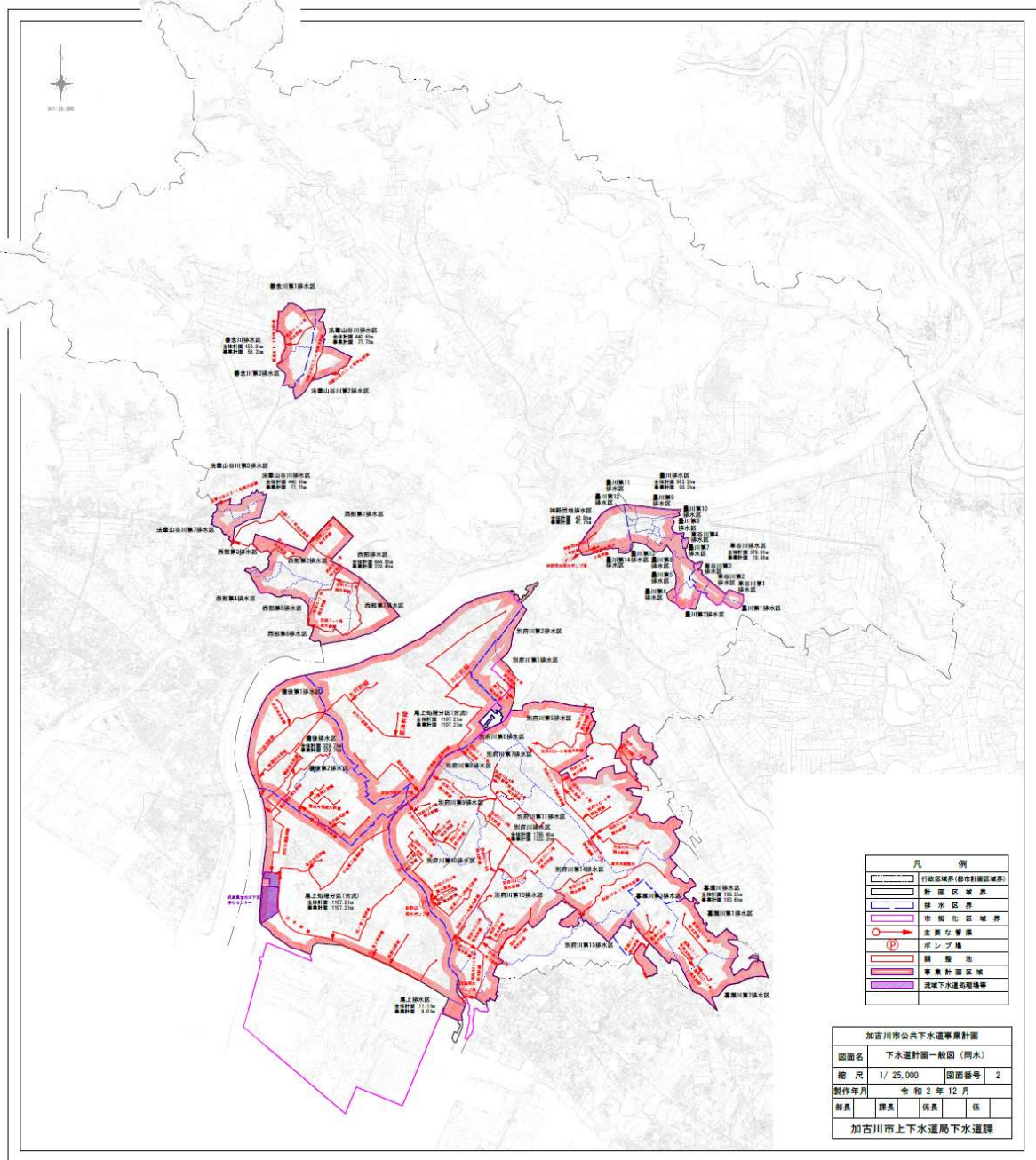


図 3-2 下水道計画一般図（雨水）

(2) 農業集落排水施設

本市では、以下に示す2箇所の農業集落排水施設を有しています。

表 3-2 農業集落排水施設

施設名	処理区	処理能力	供用開始	所在地
野村水すまし館	八幡地区 (野村、下村、宗 佐の各一部)	311.0m ³ /日	平成 14 年 5 月	八幡町野村
行常水すまし館	志方中部地区 (行常、畑、東飯 坂の各一部)	216.0m ³ /日	平成 21 年 6 月	志方町行常

出典：加古川市下水道ビジョン 2028

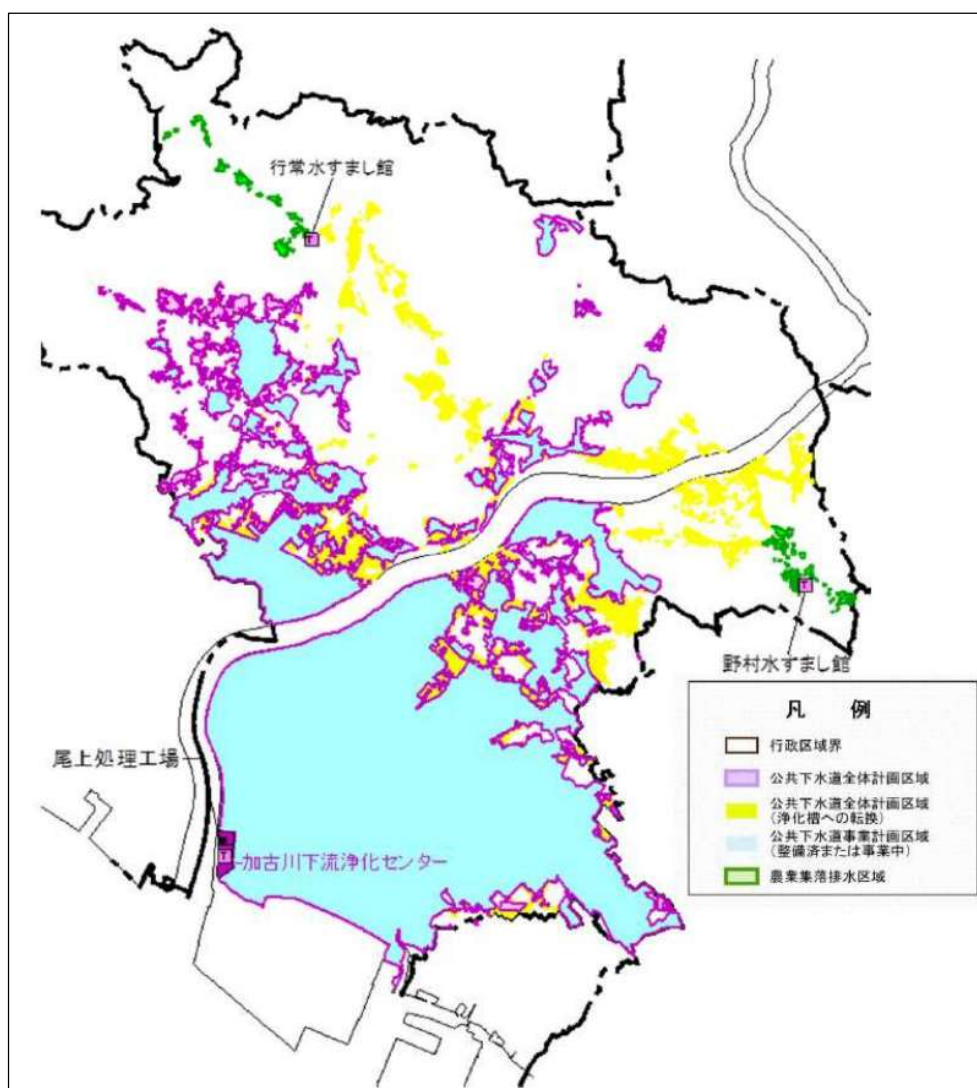


図 3-3 農業集落排水地区（図中の緑色着色部分）

3-3 対象施設の概要

(1) 管路施設

現在本市では、ウォーターPPPの対象施設として、公共下水道（流域関連）における管渠施設を想定しております。また、附帯事業（仕様発注）として、農業集落排水施設の管渠施設を組み合わせることを検討することとしております。

本市では昭和37年より管渠整備を行っており、下水道事業（農集含む）の污水管渠整備延長は、令和4年度末で約1,090kmに達しています。

使用されている管種については、樹脂系管渠が約708km（65%）、次いでコンクリート管渠が約371km（約34%）と、この2種類で管渠延長の約99%を占めています。

これらの污水管について、既に50年（昭和48年以前）を経過した管渠が約81km（7.4%）あり、管渠の不具合が多くなる30年（平成5年以前）を経過した管渠が約424km（38.9%）に達していますが、管更生による改築が完了しているのは約6kmにとどまっています。

表 3-3 管渠の総延長（加古川市管理分）

	污水管渠					雨水管渠	
	公共下水道			農集		公共下水道	
	左岸		右岸	志方中部	八幡	左岸	右岸
	合流	分流污水	分流污水			分流雨水	分流雨水
延長 (km)	278	456	335	9	11	96	19
	1, 069			20		115	
	1, 089						

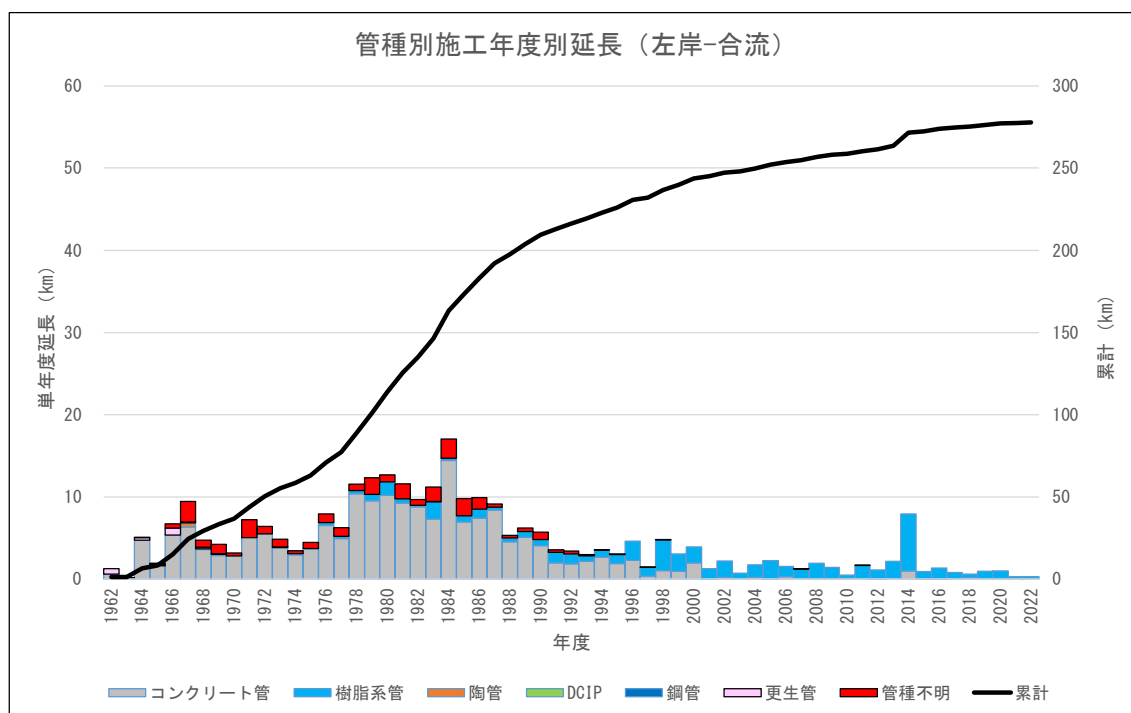


図 3-4 管種別施工年度別延長（公共下水道左岸-合流）

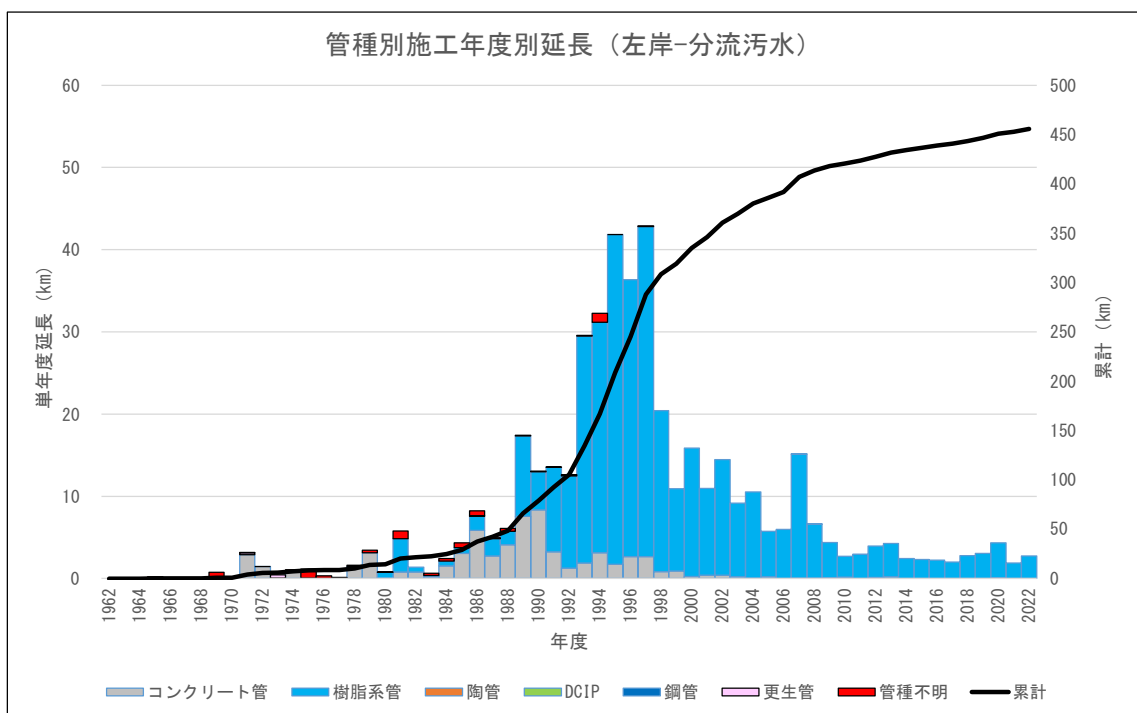


図 3-5 管種別施工年度別延長（公共下水道左岸-分流污水）

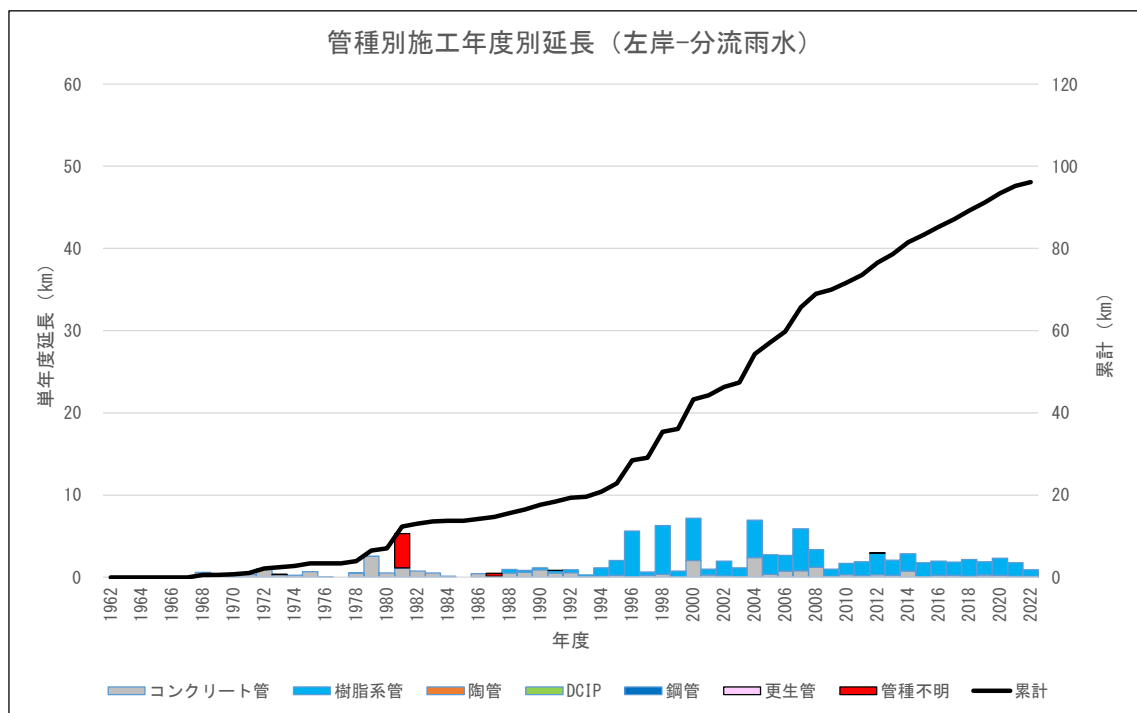


図 3-6 管種別施工年度別延長（公共下水道左岸-分流雨水）

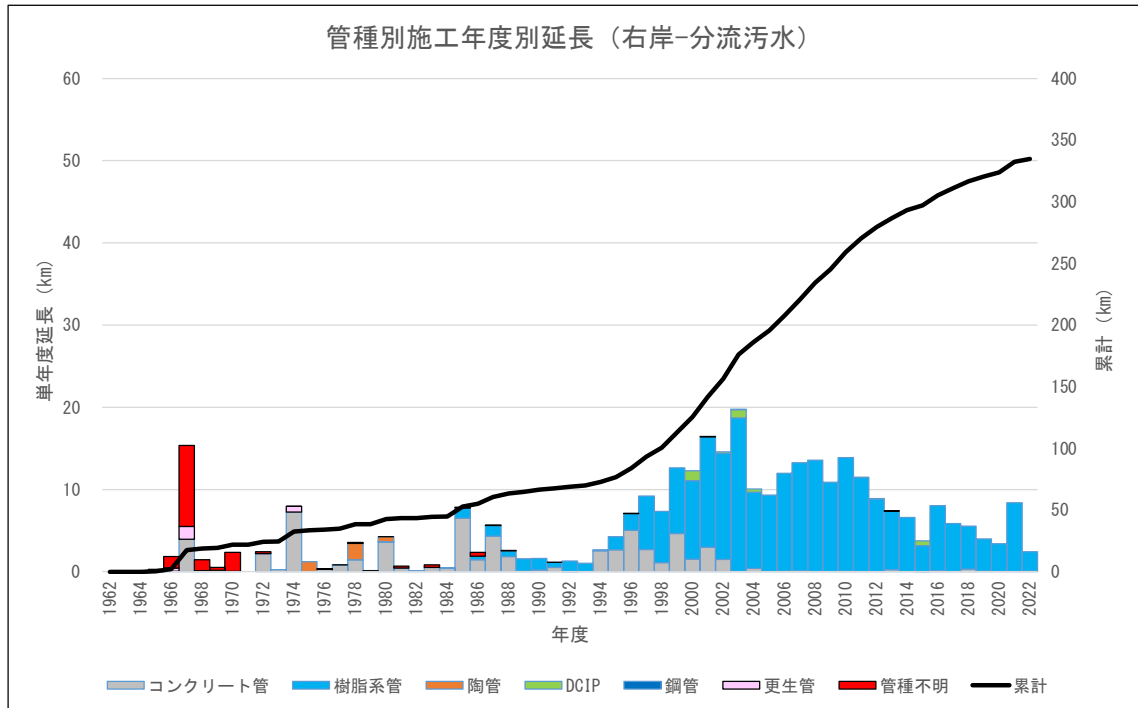


図 3-7 管種別施工年度別延長（公共下水道右岸-分流污水）

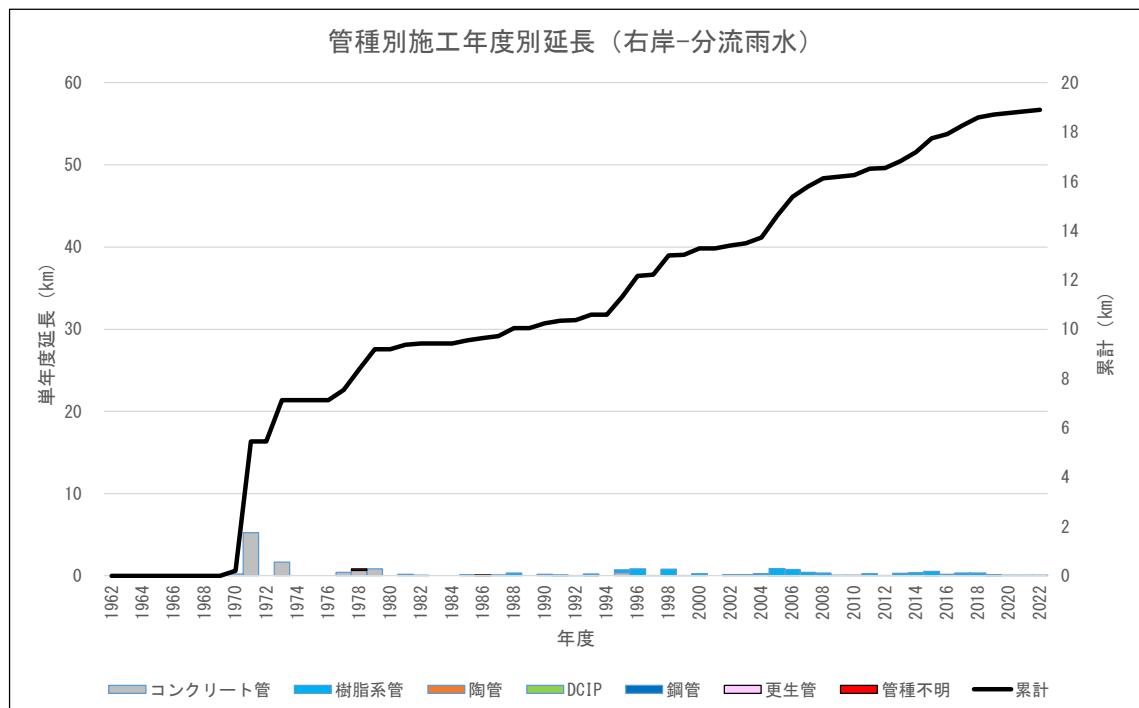


図 3-8 管種別施工年度別延長（公共下水道右岸-分流雨水）

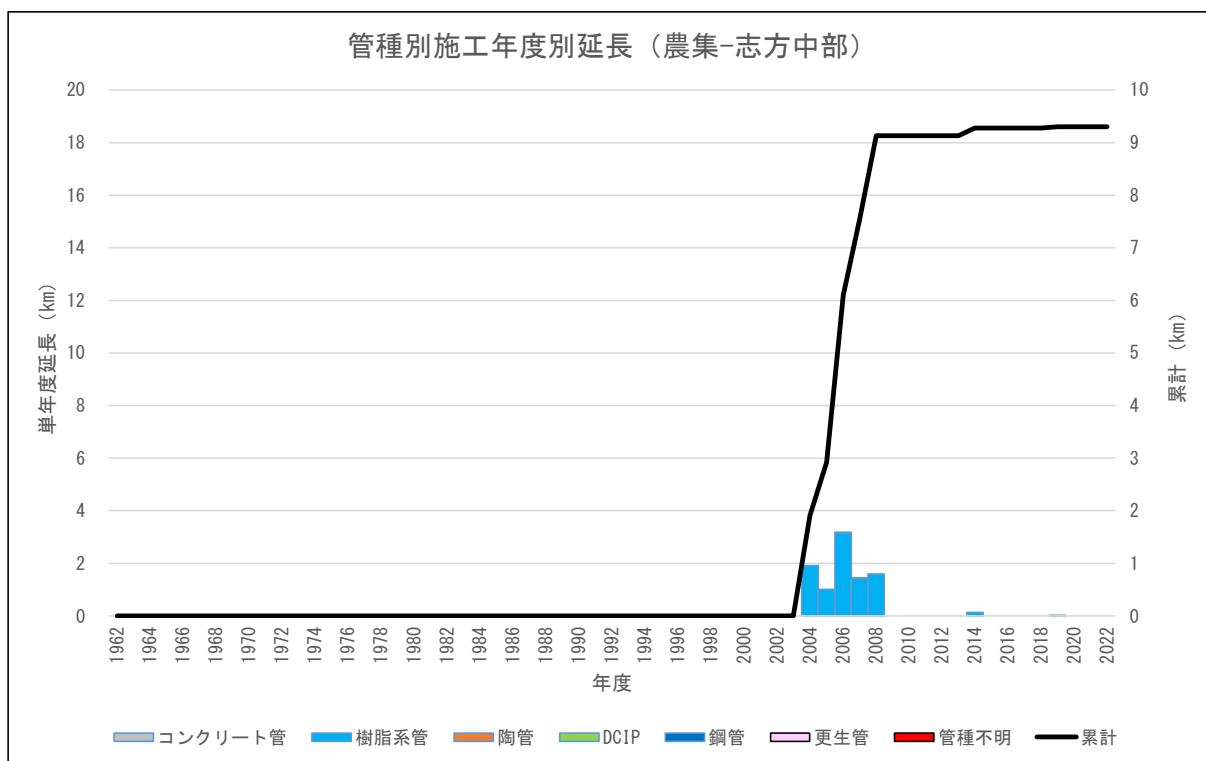


図 3-9 管種別施工年度別延長（農業集落排水-志方中部地区）

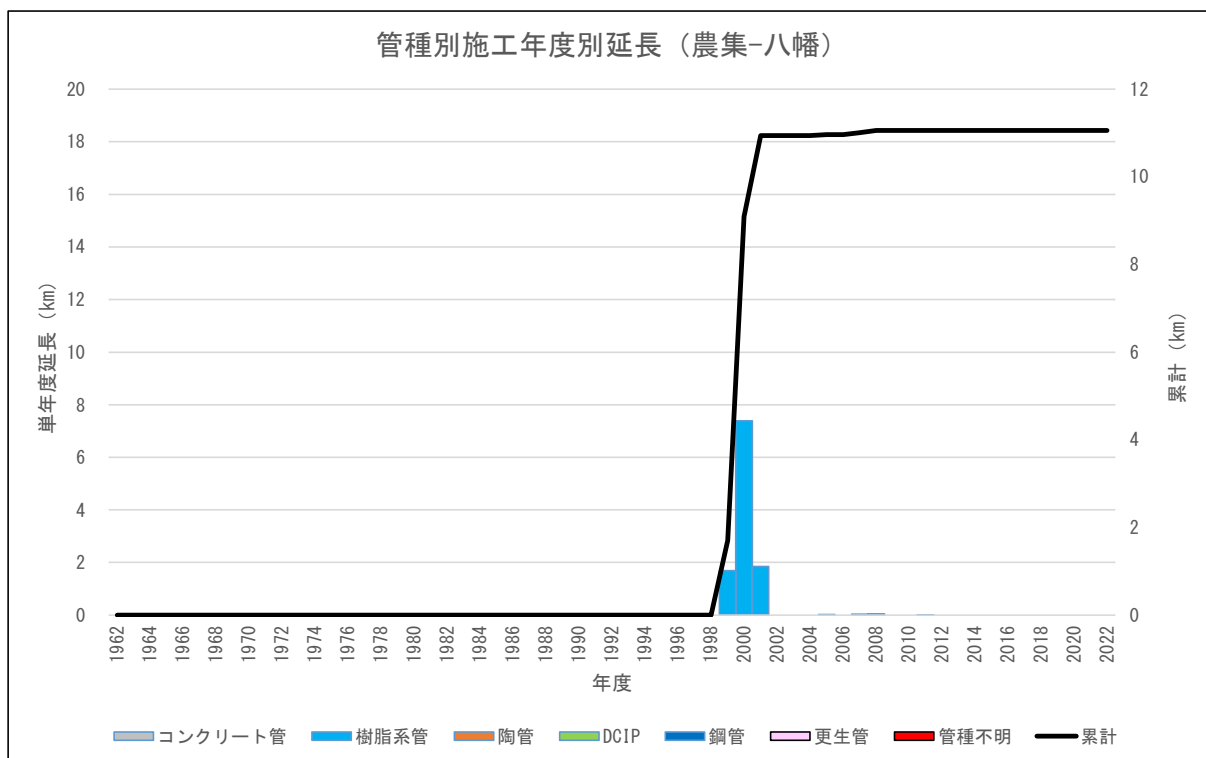


図 3-10 管種別施工年度別延長（農業集落排水-八幡地区）

(2) 制水ゲート施設

本市では、バックウォーターを防止するため、雨水管渠上に手動制水ゲートを設置しており、降雨前の動作点検と降雨時のゲート閉止・開放操作を付帯事業（仕様発注）として組み合わせることを想定しています。なお、当該制水ゲートは現在市職員が直営で点検及び操作を行っており、閉止・開放操作回数は過去５年間に３回となっています。

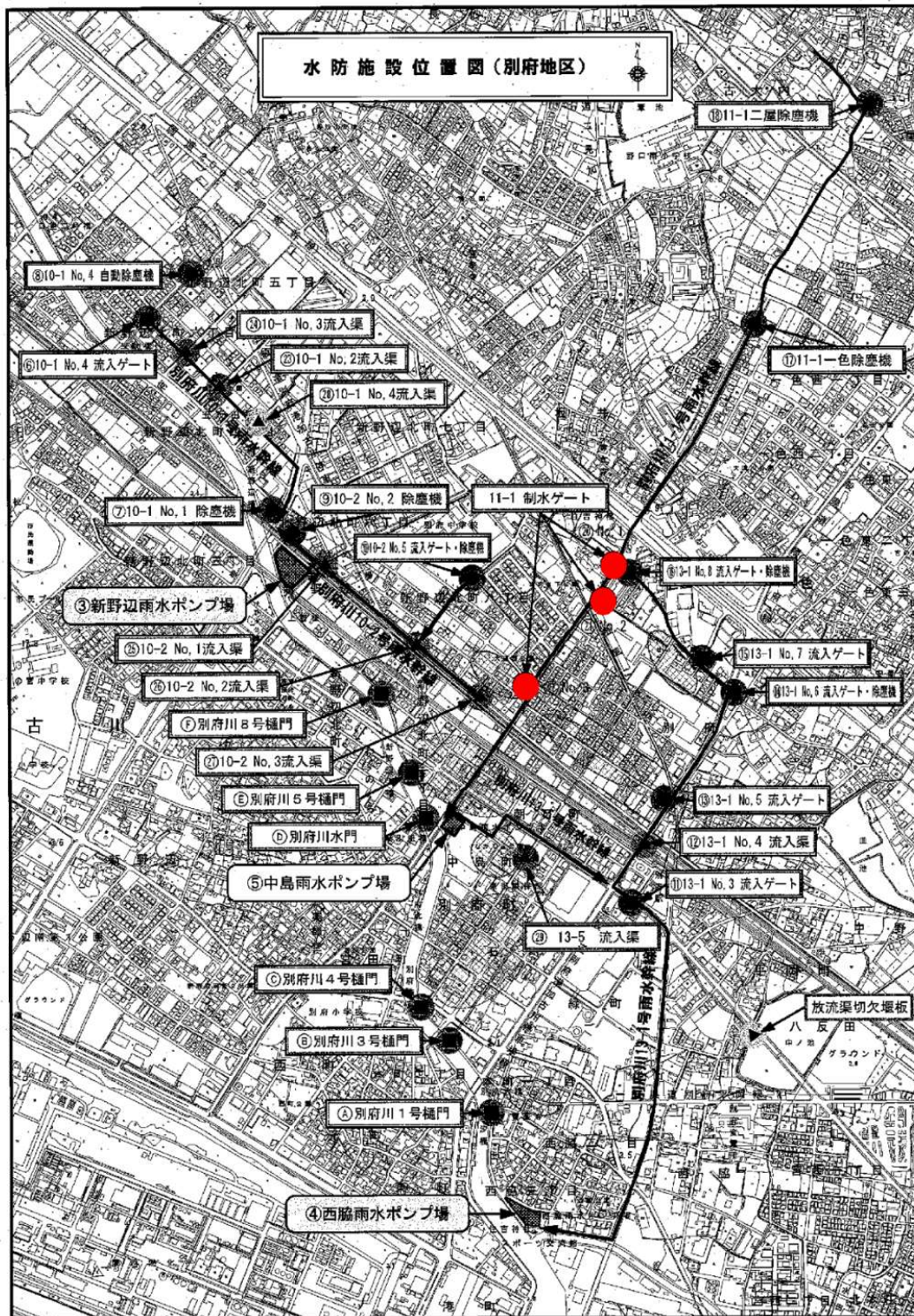


図 3-11 事業対象制水ゲート位置図

3-4 対象業務

本事業における対象業務については、下表のとおり想定しています。

表 3-4 本事業における対象業務【ケース①・②】(想定)

業務形態	区分	対象施設		対象業務	R7 予算額(千円)	
W-PPP	共通	事業全体		統括管理		
				セルフモニタリング		
	下水	管路 施設	【加古川左岸地区】 合流管：約 278km 分流污水管：約 456km 分流雨水管：約 96km 【加古川右岸地区】 分流污水管：約 335km 分流雨水管：約 19km	巡視・点検	54,208 ^{※1}	
				問い合わせ受付（コールセンター）		
				現地確認・1次対応（管理境界確認）		
				清掃（不具合対応及び臭気対策）	汚水：25,500 ^{※1} 雨水：386	
				清掃（伏越・雨水幹線等定期清掃）	汚水：13,439 雨水：14,020	
				更新計画（SM計画）策定に伴う調査	28,000	
				更新計画（SM計画）案作成・協議		
				修繕（非開削）	汚水：82,570 ^{※1}	
				修繕（開削）	雨水：387	
				雨天時浸入水調査		
				雨天時浸入水対策計画策定		
				付帯事業 （仕様発注）	雨水	制水 ゲート
降雨時ゲート操作						
下水	特定事業場等（約 50 箇所）		試料採取及び水質検査		5,114	
	流域下水道投入点（6 箇所）		試料採取及び水質検査			
	合流雨水吐（1 箇所）		試料採取及び水質検査			

：現時点で最低限ウォーターPPP事業に含めたいと考えている業務

※1 はそれぞれ公共下水道事業と農業集落排水の合計額

【対象業務に関する補足説明】

統括管理

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理する業務です。

セルフモニタリング

受託者が、自ら作成したセルフモニタリング計画に基づき、業務の履行状況が要求水準書の基準を充足しているかについて、モニタリング（履行監視）を行う業務です。

問い合わせ受付（コールセンター）

下水道に関する住民からの問い合わせや通報に係る窓口電話（以下、「窓口電話」といいます）を事業者で受け付け、内容を記録・整理するとともに、官民処置の見極め整理、住民への説明等について調整する業務です。なお、窓口電話は 24 時間受付可能な体制とすることを原則とします。

現地確認・1次対応（管理境界確認）

窓口電話に基づき、現地確認による原因調査や官民処置の見極め整理、住民への説明、清掃器具や小型高圧洗浄機等を用いた閉塞解消対応を行う業務です。

表 3-5 本事業における対象業務【ケース③】（想定）

業務形態	区分	対象施設		対象業務	R7 予算額(千円)
W-PPP	共通	事業全体		統括管理	
				セルフモニタリング	
	下水	管路施設	【加古川左岸地区】 合流管：約 278km 分流污水管：約 456km 分流雨水管：約 96km 【加古川右岸地区】 分流污水管：約 335km 分流雨水管：約 19km	巡視・点検	54,208 ^{※1}
				問い合わせ受付（コールセンター）	
				現地確認・1次対応（管理境界確認）	
				清掃（不具合対応及び臭気対策）	汚水：25,500 ^{※1} 雨水：386
				清掃（伏越・雨水幹線等定期清掃）	汚水：13,439 雨水：14,020
				更新計画（SM計画）策定に伴う調査	28,000
				更新計画（SM計画）案作成・協議	
				修繕（非開削）	汚水：82,570 ^{※1}
				修繕（開削）	雨水：387
				雨天時浸入水調査	
				雨天時浸入水対策計画策定	
付帯事業 （仕様発注）	雨水	制水 ゲート	【加古川左岸地区】 3箇所	動作点検	
				降雨時ゲート操作	
	下水	特定事業場等（約 50 箇所）		試料採取及び水質検査	5,114
		流域下水道投入点（6 箇所）		試料採取及び水質検査	
		合流雨水吐（1 箇所）		試料採取及び水質検査	
	農集	污水管：約 20km		巡視・点検	54,208 ^{※1}
				問い合わせ受付（コールセンター）	
				現地確認（管理境界確認）	
				清掃（不具合対応に伴う緊急清掃）	25,500 ^{※1}
				修繕（非開削）	82,570 ^{※1}
修繕（開削）					

：現時点で最低限ウォーターPPP 事業に含めたいと考えている業務

※1 はそれぞれ公共下水道事業と農業集落排水の合計額

【対象業務に関する補足説明】

統括管理

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理する業務です。

セルフモニタリング

受託者が、自ら作成したセルフモニタリング計画に基づき、業務の履行状況が要求水準書の基準を充足しているかについて、モニタリング（履行監視）を行う業務です。

「問い合わせ受付（コールセンター）」

下水道に関する住民からの問い合わせや通報に係る窓口電話（以下、「窓口電話」といいます）を事業者で受け付け、内容を記録・整理するとともに、官民処置の見極め整理、住民への説明等について調整する業務です。なお、窓口電話は 24 時間受付可能な体制とすることを原則とします。

現地確認・1次対応（管理境界確認）

窓口電話に基づき、現地確認による原因調査や官民処置の見極め整理、住民への説明、清掃器具や小型高圧洗浄機等を用いた閉塞解消対応を行う業務です。

4. 募集及び選定スケジュール

本事業の募集及び選定スケジュールは以下のとおり予定しています。

時期（予定）	内容
令和8年8月	実施方針（案）及び要求水準書（素案）の公表
令和9年1月	募集要項等の公表
令和9年4月	参加表明書及び資格確認書等の受付
令和9年5月	提案書類の提出
令和9年9月	優先交渉権者の決定
令和9年10月	基本協定の締結
令和9年11月	事業契約の締結
令和9年12月～令和10年3月	引継ぎ期間
令和10年4月	事業開始

5. サウンディング調査スケジュール及び実施方法

本調査のスケジュール及び実施方法は、以下のとおりです。

【第1回サウンディング調査（アンケート調査）】

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和7年9月29日（月）
ウォーターPPP 事業説明会	令和7年9月29日（月）
アンケート調査票公開開始	令和7年9月29日（月）
アンケート調査票提出期限	令和7年10月17日（金）

6. 第1回サウンディング調査（アンケート調査）について

（1）アンケート調査票の配布

市ホームページにて、アンケート調査票及びサウンディング調査実施要領（本紙）を公開する形式で配布いたします。

（2）アンケート調査票の回収

アンケート調査票への回答は、下記の Google フォームからお願いいたします。

なお、Google フォームからの回答が困難な場合については、Word 又は書面での調査票にご回答いただき、「（4）アンケート調査票の提出先」まで電子メールまたは郵送で送付ください。

回答用 Google フォーム：<https://forms.gle/mjCZsxn73Fmsr5de9>

(3) アンケート内容

以下の内容について、ご回答ください。

- 【問 1】 公共下水道事業における実績について
- 【問 2】 本事業への関心について
- 【問 3】 対応可能な業務範囲について
- 【問 4】 事業対象について
- 【問 5】 事業参画する場合に希望する立場について
- 【問 6】 住民対応業務について
- 【問 7】 事業期間について
- 【問 8】 性能規定について
- 【問 9】 プロフィットシェアについて
- 【問 10】 地元企業の参画について
- 【問 11】 公募スケジュールについて
- 【問 12】 公募時の必要資料について
- 【問 13】 今後のサウンディング調査について
- 【問 14】 その他

(4) アンケート調査票の提出先

アンケート調査票は、以下の連絡先に電子メールまたは郵送で送付してください。

送付先	〒541-0044 大阪府中央区伏見町4丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル 日本水工設計株式会社 水インフライノベーション事業部プロジェクト推進室(担当:小郷、平野) E-mail : project@n-suiko.co.jp メールの件名は「加古川市サウンディング調査アンケート回答 □社名」 としてください。
-----	--

(5) アンケートの回答期限

令和7年10月17日(金) 17:00 まで

7. その他

- ・参加事業者の名称は公表いたしません。
- ・サウンディング調査への参加の有無や回答内容が、今後の事業者公募等の参加条件及び評価の対象となることはありません。
- ・本事業は検討・構想段階のため、資料等で示す情報はすべて「仮定」である点にご留意ください。
- ・サウンディング調査での提案内容及び双方の発言内容は、何ら法的拘束力を持つものではありません。
- ・サウンディング調査への参加に要する費用(書類作成等)は、参加事業者の負担となります。

- ・本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書による照会を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 問い合わせ先

①連絡先

加古川市上下水道局下水道課（担当：中里）

〒675-8588 兵庫県加古川市野口町良野 398-1

TEL : 079-427-9287

メール：gesuiken@city.kakogawa.lg.jp（下水道課）

②調査に関するご質問

今回のサウンディング調査は、日本水工設計株式会社が受託しています。

本調査に関するご質問は、以下のお問い合わせ先までお願いいたします。

日本水工設計株式会社 水インフライノベーション事業部プロジェクト推進室

（担当：小郷、平野）

〒541-0044 大阪府中央区伏見町4丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル

TEL : 06-6222-2061（大阪支社代表） FAX : 06-6222-7201

メール：project@n-suiko.co.jp